

韓国における離婚後の親権制度

金 亮完（山梨学院大学准教授）

- I. はじめに
 - II. 離婚後の親権制度に係る改正の経緯
 - III. 韓国の協議離婚制度の概要
 - IV. 離婚後の親権の帰属
 - V. 養育費・面会交流
 - VI. むすび
- 【資料 1】 協議離婚意思確認申請書
 - 【資料 2】 子の養育と親権者決定に関する協議書
 - 【資料 3】 共同親権・共同養育に関する合意（作成例）
 - 【資料 4】 離婚熟慮期間免除（短縮）理由書
 - 【資料 5】 協議離婚制度のご案内
 - 【資料 6】 協議離婚制度のご案内（在外国民用）
 - 【資料 7】 確認書
 - 【資料 8】 陳述調書
 - 【資料 9】 確認期日調書
 - 【資料 10】 不確認通知書
 - 【資料 11】 養育費負担調書

I. はじめに

本報告書は、本委託事業の趣旨に鑑み、韓国における離婚後の親権制度の概要を紹介することを目的とするものである。

日本と同様に韓国においても、離婚の手續として協議離婚と裁判離婚（調停・調停に代わる決定・判決による離婚）が用意されているが、協議離婚の手續については、日本のそれとはかなり異なる部分がある。韓国においては、協議離婚手續の中で、離婚後における親権の帰属及び養育に関する事項（養育費に係る定め・面会交流に係る定め）についての合意又は審判がなければ、協議離婚をすることができない。そして、当事者間の合意又は審判により、離婚後の親権については単独親権又は共同親権のいずれかを選択することができる。また、養育に関する事項についての合意又は審判が協議離婚の実質的要件となっ

ている点で、面会交流及び養育費の取決めは、離婚後の親権の問題と不可分の関係にある。

そこで、本報告書では、韓国における離婚後の親権制度の概要及び養育費・面会交流を中心に、各項目ごとに実体法及び手続法の両面から検討する。

II. 離婚後の親権制度に係る改正の経緯

韓国の親権法は、1960年の民法施行後、1977年・1990年・2005年・2007年・2011年及び2012年にそれぞれ改正がなされたが、そのうち、離婚後の親権制度に係る改正は、1990年・2005年・2007年及び2011年の各改正である。これらの改正は、とりわけ協議離婚に対する国の介入を強化する方向でなされてきたが、それは、離婚後における子の福祉の確保を目的とするものである。以下では、離婚後の親権制度に係る改正の経緯を概観する。

1. 制定当時の親権法

1958年に制定された親族法は、朝鮮王朝時代に中国から伝来した父権中心の「宗法」の影響を受けるとともに、植民地時代に朝鮮民事令によって韓国国内で施行されていた日本の明治民法の影響を受けたものであった。そのため、父系血統主義・家父長的家族制度・家制度の原理に立脚した内容となっており、家族生活における両性及び家族成員間の不平等を生じさせるものであった。

離婚後の親権については、父優先の原則がとられていた。例外的に母が親権者となることができたのは、父のいない場合又は父が親権を行使することができない場合であって、かつ、母が子と同一の戸籍内にいる場合のみであり、離婚後に母が復籍し若しくは再婚した場合は、母は親権者となることができなかった。もっとも、離婚の場合には、親権・監護権の分離・分属を認める日本民法と同様に、韓国民法においても親権・養育権¹の分離分属が可能であるため（同法 837 条²）、非親権者たる母を養育権者と定めることは可能であった。

また、未成年の子は「父の親権に服従する」と定められ、親権は父の子に対する支配権を意味するものであった³。

¹ 日本の親権法の「監護権」に相当する概念である。

² 1958年制定当時の837条 ①当事者間にその子の養育に関する事項を約定しなかったときは、その養育の責任は父にある。②前項の養育に関する事項の約定が調わないとき又は約定をすることができないときは、法院は、当事者の請求により、その子の年齢、父母の財産状況、その他の事情を斟酌し、養育に関する事項を定め、いつでもその事項を変更し又はその他適当な処分をすることができる。③前項の規定は、養育に関する事項外では、父母の権利義務に変動を生じない。

³ 金疇壽＝金相瑢『親族・相続法〔第10版〕』（法文社、2011）375頁

2. 1990年改正

制定当時の親族法に対しては、婚姻及び家族生活における両性の平等に反するという理由で、女性団体を中心に改正を求める声が高かった。それに応える形でなされた1977年改正により、婚姻中における親権については、父母の共同親権が実現したものの（1977年改正法909条1項本文）、父優先の原則を定めていた離婚後の親権の帰属に関する規定は改正されなかった。

そこで、家族生活における両性の平等のさらなる実現を目的とした1990年改正がなされた。離婚後の親権については、父母の協議によって親権者を定めることができるようになり、父母間の協議ができない場合又は調わない場合には、当事者の申立てにより、家庭法院がこれを定めるものとした（1990年改正法909条4項前段）。しかしながら、当事者からの申立てがなければ、親権者が定まらないという問題があった。

他方、面会交流を、子を直接養育しない父母の権利とする明文の規定が新設された（同法837条の2）。

3. 2005年改正

2005年改正は、戸主制度の廃止及び親族法上の両性不平等の規定の削除などを内容とする親族法の大改正であった。

離婚後の親権については、離婚の際に親権者指定の協議ができない場合又は調わない場合において、親権者指定の審判の申立てを当事者の任意に任せていた1990年改正法909条4項前段の規定を改正し、協議が不能又は不調の場合には家庭法院に親権者指定審判の申立てをすることが義務化されるとともに（2005年改正法909条4項）、婚姻の取消し、裁判離婚及び認知の訴えの場合には、家庭法院が職権で親権者を定めるものとした（同条5項）。

そして、子の福祉が親権行使の基準であると宣言する規定が新設されるとともに（同法912条）、親権法から「服従」という文言が消え、親権が子に対する支配権ではなく、子の福祉の実現のための父母の義務であると同時に権利であることが明確になった⁴。そして、また、家庭法院は、子の福祉のために必要と認めるときは、子の四親等内の親族の請求により、親権者を他の一方に変更することもできるものとした（同条6項）。

4. 2007年改正

その後、軽率な離婚の防止や離婚後における子の福祉の確保などを目的として、離婚熟

⁴ 金疇壽＝金相瑢『註釈民法[親族3][第4版]』（韓国司法行政学会、2010）398-399頁

慮期間制度の導入（2007年改正法836条の2）、離婚後における子の養育事項（養育者の取決め、養育費の額及びその負担方法、並びに、面会交流の有無及びその実施方法）及び親権者決定に関する協議書の提出の義務化（同法837条）など、協議離婚手続の厳格化を主な内容とする2007年改正がなされた。離婚後の親権については、2005年改正法909条4項の規定を改正し、離婚の際に親権者指定の協議が不能又は不調の場合には、家庭法院が職権で定めることもできるようにするとともに、父母の前記協議が子の福祉に反するときは、家庭法院は、補正を命じ、又は職権で指定することができるものとした（同法909条4項）。

5. 2011年改正

2011年改正は、離婚後に単独親権者となった父母の一方が死亡した場合、入養（日本法の「縁組」に相当する概念）の取消し若しくは罷養（日本法の「離縁」に相当する概念）の場合、養父母の死亡の場合、又は単独親権者が親権喪失の宣告を受けた場合における親権者指定に関する改正であった。韓国民法928条は、親権を行使する者がいないときは未成年後見が開始する旨定めているが、韓国の判例⁵は、離婚後に単独親権者となった父母の一方が死亡した場合には、生存する他の一方が当然に親権者となるものと解し、実務⁶も同じ立場をとっていたために、単独親権者の死亡後は未成年後見は開始する余地はないものと解されていた。このような判例及び実務に対しては、生存親の親権者としての適格性をチェックすることができず、子の福祉に反するという問題点が指摘されていた。そこで2011年改正は、前記のような場合には、請求権者の請求により、家庭法院が親権者を定めるものとした（2011年改正法909条の2及び927条の2）。

また、912条を改正し、子の福祉は、親権行使の基準にとどまらず、家庭法院が親権者を定める際の基準でもあることを宣言し（912条2項前段。以下、単に条数のみを示すものは、現行の韓国民法のものである。）、子の福祉を優先的に考慮するために関連分野の専門家や社会福祉機関に諮問することができるものとした（同項後段）。

III. 韓国の協議離婚制度の概要

1. 協議離婚制度の概要

日本と同様に韓国においても、離婚の手続として協議離婚及び裁判離婚（調停・調停に代わる決定・判決による離婚）が用意されているが、韓国の協議離婚手続は日本のそれとはかなり異なるものとなっている。離婚後の親権を検討する前提として、韓国の協議離婚

⁵ 大法院 1994年4月29日判決

⁶ 家族関係登録例規 286号「親権者の指定又は変更に関する家族関係登録事務処理指針」10条

手続について紹介しておく。

韓国の協議離婚手続の最たる特徴は、協議離婚に対する国の積極的な介入というところにある。例えば、家庭法院において協議離婚意思の確認を受けなければ協議離婚ができず（【資料1】【資料5】【資料6】参照）、協議離婚意思確認手続のなかで、離婚後における親権者及び子の養育に関する事項について合意しなければ協議離婚ができないこととなっている（【資料2】参照）。この協議離婚意思確認制度は、夫による一方的な離婚を防止するために1977年の民法改正時に導入されたものであったが（836条1項）、現在は、家庭法院が協議離婚手続に積極的に介入するための制度として機能している。この意味で、当事者の協議のみに委ねるといふ純粋な意味での協議離婚ではない。

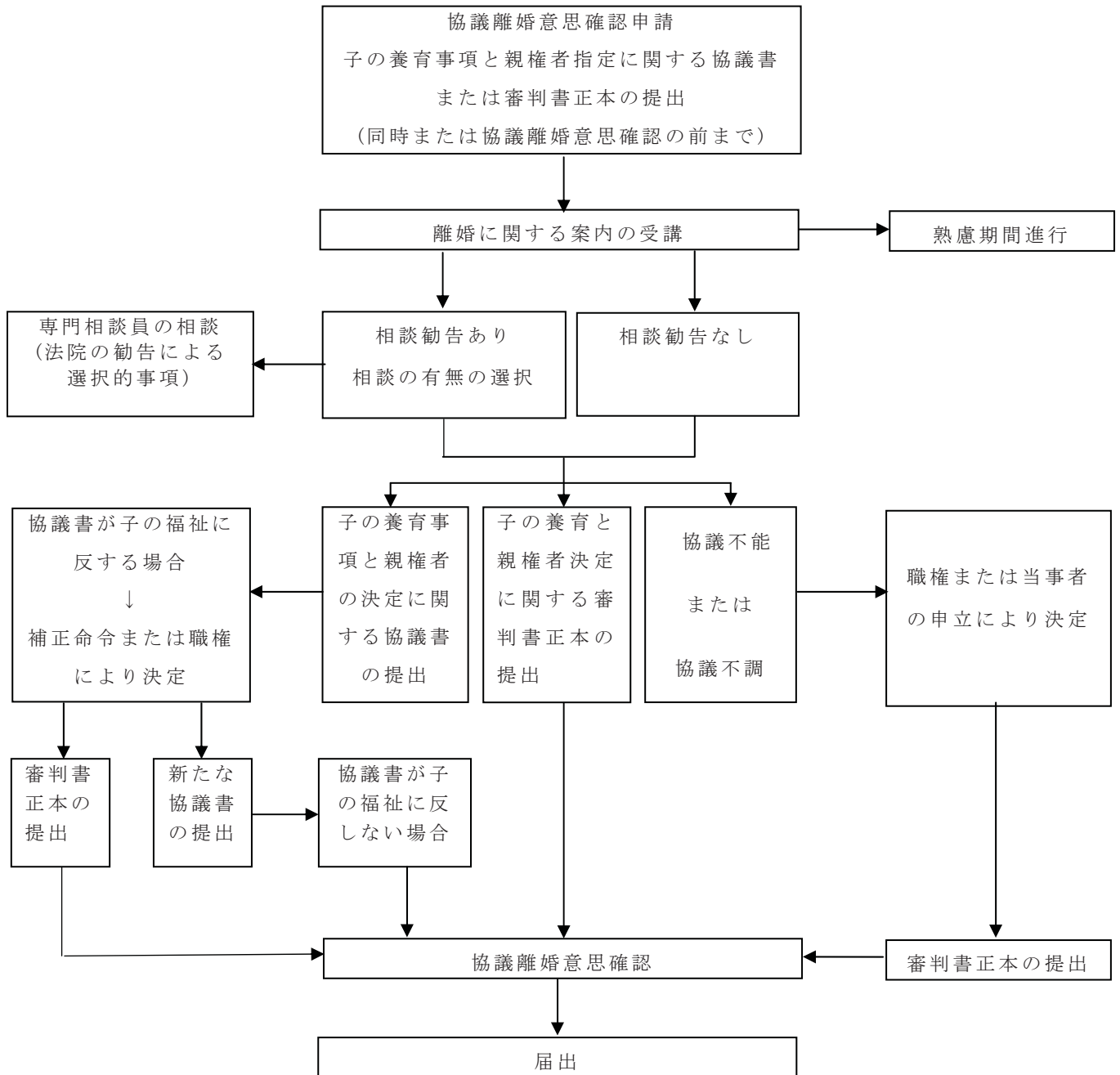
そして、協議離婚の意思確認を受けるには、家庭法院において離婚に関する案内を受け（836条の2の1項）、熟慮期間（同条2項）が経過している必要がある。離婚案内には、未成年の子がいない夫婦に対するものと、子がいる夫婦に対するものの2種類がある。前者は、協議離婚の手続や効果に関するものであり、後者は、前者の内容に加えて離婚後における子の養育に関する教育がなされる⁷。熟慮期間は、養育すべき子がいる場合には3ヶ月、いない場合には1ヶ月であり、起算点は離婚に関する案内を受けた日である。DVなどの急迫の事情がある場合には、熟慮期間が短縮される（【資料4】参照）。さらに、837条の規定による子の養育事項（養育者、養育費の額及びその負担方法、面会交流の有無及びその実施方法）及び909条4項の規定による親権者指定に関する協議書又は審判書正本を、協議離婚の意思確認を受けるまでに提出しなければならない（836条の2の4項）。提出がない場合には協議離婚の意思確認を受けることができないので、協議離婚の実質的な要件となっている。前記協議が調い、その内容が子の福祉に反しない場合には、家庭法院より確認書（【資料7】参照）が交付されるとともに、養育費については養育費負担調書（【資料11】参照）が作成される。養育費負担調書は、執行権原となる（836条の2の5項による家事訴訟法41条の準用）。

なお、ソウル家庭法院では、2014年10月1日より、協議離婚意思確認を申請した当事者に対し、原則として相談委員との面談を受けさせるとともに、必要に応じて、熟慮期間の間に最大で10回の無料相談を受けることができるような運用をしている。

韓国の協議離婚手続の概要については、[図 III - 1]を参照されたい。

⁷ 安甲濬（金亮完訳）「韓国の新しい協議離婚制度と家族関係登録制度」アジア家族法会議編『戸籍と身分登録制度』（日本加除出版、2012）178頁以下参照、二宮周平「韓国における協議離婚制度改革—離婚案内・協議書作成・相談勧告・養育手帳」二宮周平・渡辺惺之編『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』（日本加除出版、2014）267頁。

[図 III - 1] 韓国の協議離婚の流れ⁸



2. 離婚の推移

2014年4月22日に韓国統計庁が公表した「2013年婚姻・離婚統計」によれば、2013年までの10年間の婚姻及び離婚の推移は、下表のとおりである。離婚熟慮期間・離婚後の子の養育及び親権者指定の合意の義務化などを内容とする2007年改正以降、協議離婚が減少

⁸ イ=ミョン Chol 「2008年改正民法による協議離婚手続」 家族法研究 22巻3号 238頁

し、裁判離婚が増加している傾向にある。

[表 III - 1] 婚姻・離婚件数の推移（単位：千件）

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
婚姻	302.5	308.6	314.3	330.6	343.6	327.7	309.8	326.1	329.1	327.1	322.8
離婚	166.6	138.9	128.0	124.5	124.1	116.5	124.0	116.9	114.3	114.3	115.3
協議離婚	143.2	117.3	110.7	107.9	105.1	90.8	94.4	87.8	86.4	86.9	88.6
裁判離婚	22.3	21.0	16.4	16.4	18.9	25.8	29.6	29.0	27.8	27.4	26.6

2013年における平均離婚年齢は、男性が46.2歳、女性が42.4歳であり、離婚した夫婦の平均婚姻継続期間は14.1年であるとされている。未成年の子のいる夫婦の離婚の推移は、下表のとおりである。

[表 III - 2] 未成年子のいる夫婦の離婚の推移（単位：千件）

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
総離婚件数	166.6	138.9	128.0	124.5	124.1	116.5	124.0	116.9	114.3	114.3	115.3
有未成年子	114.1	91.1	81.2	75.7	72.8	63.0	68.5	62.9	60.1	60.3	59.0

IV. 離婚後の親権の帰属

1. 選択的共同親権制度

離婚後の親権については、単独親権と共同親権のいずれかを選択することができ（909条4項本文）、親権者とは別に養育者を定めることもできる（837条2項）。離婚後の共同親権は、1990年改正時に設けられた909条4項により、理論上可能となった⁹。すなわち、韓国民法には、日本民法819条1項及び2項のような離婚後の単独親権を定めた条文が存在しないうえ、共同親権を認める諸外国の趨勢からすると、子の福祉の観点からみて共同親権のための必要な条件が整ったときは、当事者の協議又は家庭法院の審判により、共同親権とすることができるというものであり、最近では共同親権を認める判例も現れるようになってきている¹⁰。もっとも、家庭法院は、父母が離婚後も円満な関係を維持することができる場合に共同親権が望ましいということを離婚する夫婦に周知させている（【資料2】の作成案内文参照）。

⁹ 金疇壽「韓国家族法とその改正について」比較法学 26 卷 1 号 56-57 頁

¹⁰ 韓国大法院 2012 年 4 月 13 日判決

親権者の定め方については、協議離婚の場合には、父母の協議により定め、協議離婚の意思確認を受けるまでにその協議書を提出しなければならない（909条4項本文）。協議が子の福祉に反する場合には、家庭法院は、補正を命じ、又は職権で定め（同項ただし書）、協議が不能又は不調の場合には、家庭法院が職権で、又は、当事者の請求により定める（同項本文）。もっとも、この場合における職権による親権者指定に対しては、裁判手続でない協議離婚意思確認手続においてそれを認めるのは手続上無理がある上、協議が不能又は不調の場合には、当事者自らが親権者指定審判の申立てをするはずであるから、家庭法院の職権による指定は立法の誤りであるとの指摘がなされている¹¹。

また、前記のように、親権者の協議と併せて、離婚後の子の養育事項に関する協議も義務づけられている（836条の2、837条）。親権者に関する協議と同様に、子の養育事項に関する協議が子の福祉に反する場合には、家庭法院は、補正を命じ、又は当事者の請求若しくは職権で、子の意思、年齢、父母の財産状況、その他の事情を斟酌して養育に関する事項を定める（837条3項）。協議が不能又は不調の場合には、家庭法院は、父、母、子若しくは検事の請求又は職権で養育に関する事項を定めるが、この場合にも、前記の837条3項所定の要素を斟酌しなければならない（同条4項）。

裁判離婚の場合には、家庭法院が職権で定めるが（909条5項）、この場合にも、家庭法院は、父母に対し、未成年の子の親権者、養育事項及び面会交流についてあらかじめ協議をするよう勧告しなければならない（韓国家事訴訟法25条）。

離婚の際に親権者又は養育者を定める際の考慮要素について、判例¹²は、「未成年子の性別と年齢、その子に対する父母の愛情と養育意思の有無、養育に必要な経済的能力の有無、父又は母と子との親密度、未成年子の意思等のあらゆる要素を総合的に考慮し、未成年である子の成長と福祉にとって最も適切な方向で判断しなければならない」と判示している。

離婚後に単独親権者となった父母の一方が死亡した場合には、生存親が当然に親権者とならず、909条の2により処理される。

2. 帰属の態様

前記のように、離婚に際しては、父母の協議又は家庭法院の審判により単独親権と共同親権のいずれかに定めることができ、また、親権者とは別に養育者を定めることもできる。その結果、離婚後における親権・養育権の帰属については、解釈上、①父母の一方が親権者兼養育権者、②父母の一方が親権者・他方が養育権者（非親権者）、③父母が共同親権者・そのうちの一方が養育権者、④父母が共同親権者兼共同養育権者、の四つの類型があり得ることとなる。

¹¹ 金疇壽＝金相瑢・前掲注4) 380-381頁

¹² 大法院2008年5月8日判決、同2009年4月9日判決、同2010年5月13日判決、前掲注10) 2012年4月13日判決。

親権の帰属の実情については、2011年に韓国女性政策研究院が公表した「協議離婚制度の運用実態及び改善方案」の中に、離婚後の親権者及び養育権者の指定状況に関する調査結果が掲載されている。同調査結果は、1,993件の協議離婚事例を分析したもので、母集団の少なさから、その結果を一般化することができるものではないという前提で紹介すると、まず、親権者を父と定めたのが30.7%、母と定めたのが46.8%、共同親権と定めたのが22.5%であったとされる。次に、親権者と養育権者の分離状況をみると、父母の一方が親権者及び養育権者（前記①）となるのが76.7%と最も多かったのに対し、父母の一方が親権者・他方が養育権者（前記②）になるのは0.6%にすぎなかった。父母が共同親権者・そのうちの一方が養育権者（前記③）となるのは21.9%であったが、その約8割は母が養育権者となっていた。父母が共同親権者兼共同養育権者（前記④）となるのは1%にとどまった。

判例¹³では、「離婚後の父母と子の関係において、親権と養育権が常に同一の者に帰属するものではなく、離婚後、子に対する養育権については父母の一方に、親権については他の一方又は父母の双方に帰属すると定めることは、たとえ慎重な判断が必要であるとしても、一定の基準を充足する限り、許されるものと解すべきである」と判示して、③の態様での帰属を認めたものがある。

3. 養育権者の権限

前記のように、実際には、離婚後における子の主たる養育は父母の一方が行うことになるが、養育者の権限の内容については明文の規定が存在しない。判例¹⁴は、協議により母を養育権者、父を親権者と定めて離婚した場合において、「子の養育者と指定された者は、子の養育・教育に必要な居所の指定、不当に子を拘束している者に対する引渡請求ないしは養育権妨害に対する妨害排除請求等を行うことができる」と解されるから、前記協議が、親権者たる父の居所指定権ないし幼児引渡請求権を不当に侵害するものであるとはいえないと判示している。しかしながら、例えば、子の医療行為に関する同意や転校の場合などに関しては、現行の制度のもとにおいては養育権者であることを公示する手段がなく、親権者の同意が求められることになる¹⁵。

なお、父母が共同親権者・その一方が養育者である場合において、共同親権者間の意見が対立しているときの対応については、明文の規定がない。解釈上は、837条5項に基づき、養育親による親権行使が子の福祉に反するような場合には、子の養育に関する事項の変更申立てをすることが考えられるが、子の医療行為などのような緊急を要する場合には、実効性がないように思われる。

¹³ 韓国大法院 2012年4月13日判決

¹⁴ 韓国大法院 1985年2月26日判決

¹⁵ 李垠廷「親権制限の柔軟化—身分的効力を中心に」家族法研究 27巻1号 221頁

4. 子の連れ去りの違法性の判断基準

韓国においても、父母の離婚後又は別居中における父母の一方による子の連れ去りが、未成年者略取罪（韓国刑法 287 条）を構成するかどうかが問題となっている。もっとも、外国人である父母の一方が子を自己の本国に連れ去る場面で主に問題となっている。

判例では、母の死後、母方の祖母が養育していた未成年の子を父が連れ去ったことにつき、未成年の子を保護監督する者であっても、他の保護監督者の監護権を侵害し、又は、未成年の子の利益を侵害する場合には、未成年者略取罪の主体となると解している¹⁶。

その後、ベトナム国籍の母が未成年の子を本国に連れ去ったことが国外移送目的略取罪を構成するかが争われた事例において、一般論として、父母の一方が子を連れ去った行為が未成年者略取に該当するかどうかにつき、「父母が離婚し又は別居している状況において、父母の一方が未成年の子を平穏に保護・養育しているにもかかわらず、他方が暴行、脅迫又は違法な有形力を行使して、当該保護・養育の状態を取り壊して子を奪取し、子を自己又は第三者の事実上の支配下においたときは、当該行為は、特段の事情のない限り、未成年者略取罪を構成すると解され [るのに対し]、父母が同居して子を養育していたところ、父母の一方が暴行、脅迫又は違法な有形力を行使することなく子を連れて従前の居所を離れ、他の居所において子の保護・養育を開始した場合には、それが保護・養育権の濫用に当たるなどの特段の事情のない限り、仮に当該連れ去り行為が法院の決定又は相手方の同意を得ていないものであったとしても、直ちに未成年者略取罪が成立するわけではない」と判示している¹⁷。

国内における子の連れ去りの違法性については、前記判例が判断基準となるものと考えられる。

V. 養育費・面会交流

1. 養育費

(1) 算定方法

養育費の算定は、2012年5月31日に韓国ソウル家庭法院が公表し、2014年6月2日に改定された養育費算定基準表に基づいて行われている。算定基準表の平均養育費は、養育すべき子が2人いる世帯（4人家族）を基準とした場合の子1人当たりの平均養育費を指す。家庭法院は、居住地域が都市部か農村部か（前者は加算・後者が減算）、子の数（子が1人の場合は加算・3人以上の場合は減算）、高額の治療費が必要かどうか、父母が合意し

¹⁶ 韓国大法院 2008年1月31日判決

¹⁷ 韓国大法院 2013年6月20日判決

た高額な教育費が必要かどうか、父母の財産状況等を考慮して、具体的な額を定めることになる。父母の合算所得が199万円以下における養育費の範囲の下限は、父又は母が無資力であるとしても負担しなければならない最低限度の養育費である。

[表 V - 3] 韓国の養育費算定基準表（単位：万ウォン）

子の年齢	父母の合算所得						
	～199	200～299	300～399	400～499	500～599	600～699	700～
	平均養育費 養育費の範囲	平均養育費 養育費の範囲	平均養育費 養育費の範囲	平均養育費 養育費の範囲	平均養育費 養育費の範囲	平均養育費 養育費の範囲	平均養育費 養育費の範囲
0～2	52.6	65.3	76.1	90.6	101.2	110.5	152.6
	20.0～ 58.9	59.0～ 70.7	70.8～ 83.3	83.4～ 95.8	95.9～ 105.9	106.0～ 131.5	131.6～
3～5	49.0	70.5	87.8	100.8	123.8	133.4	175.9
	23.9～ 59.7	59.8～ 79.1	79.2～ 94.2	94.3～ 112.3	112.4～ 128.5	128.6～ 154.6	154.7～
6～11	53.3	70.8	90.2	105.9	120.2	137.1	190.6
	18.5～ 62.0	62.1～ 80.4	80.5～ 98.0	98.1～ 113.0	113.1～ 128.6	128.7～ 163.8	163.9～
12～14	60.4	75.5	94.7	109.5	130.5	152.0	204.6
	31.3～ 67.9	68.0～ 85.1	85.2～ 102.1	102.2～ 120.0	120.1～ 141.2	141.3～ 178.2	178.3～
15～17	60.8	84.4	111.5	120.4	142.4	166.8	227.0
	34.3～ 72.5	72.6～ 97.9	98.0～ 115.9	116.0～ 131.4	131.5～ 154.6	154.7～ 196.8	196.9～
18～20	95.9	118.5	130.3	136.1	172.8	197.4	222.1
	31.4～ 107.2	107.3～ 124.4	124.5～ 133.1	133.2～ 154.4	154.5～ 185.1	185.2～ 209.7	209.8～

(2) 履行の確保

養育費の履行確保のための制度としては、民法上のものと家事訴訟法上のものがある。

前者のものとして、養育費負担調書制度である。家庭法院が子の養育事項に関する協議を確認したときは養育費負担調書を作成しなければならない（【資料11】参照）、同調書には執行力が付与され、調停調書、審判書又は判決正本がなくても、協議書だけで強制執行をすることが可能である（836条の2の5項による家事訴訟法41条の準用）。

後者のものとして、養育費支払の履行命令に違反した債務者に対する罰則の強化（韓国家事訴訟法67条1項、68条1項1号）、養育費支払義務者の使用者（所得税の源泉徴収義務者）に対する直接支払命令制度（同法63条の2、67条1項）、養育費支払義務者に対する担保提供命令制度及び一時金支払命令制度（同法63条の3、68条1項3号）、未成年の子の養育費請求事件における財産開示命令制度（同法48条の2、同法67条の3）、財産照会制度（同法48条の3、同法67条の3）がある。

しかしながら、韓国においては、これまでOECDの一部の国にみられるような国などによる養育費の立替払い制度が存在せず、そのため、養育費の履行確保の問題は、当事者の自

助努力に任されているのが実情であり、また、養育費支払義務者に経済的能力がない場合には、いかなる手段によっても、養育費の確保は困難であるという問題があった。そこで、新たに、国が養育費債権の取立てを援助する「養育費履行確保及び支援に関する法律」が制定され、2015年3月25日から施行される予定である¹⁸。

2. 面会交流

(1) 実体法上の根拠

1990年改正により、面会交流（韓民法では「面接交渉」という用語が用いられている。）を子を直接養育しない父又は母の権利と定めた837条の2が新設された。その立法趣旨は、「保護と養育をしない親といえども、自己の未成年の子と接触をもち、順調な成長を見守りたい心情は、親としての自然な情であり、したがって、そのような接触の機会を親から剥奪するのは、極めて酷なことである。しかしながら、今日の親子法の理念が、いわゆる『子の福祉的な性格』強調している以上、親の主観的な主張のみを考慮することはできない。したがって、面会交流権の問題を考える際には、子の福祉という観点を優先的に考慮しなければならない¹⁹」というものであった。

その後の2007年改正により、韓民法837条の2の1項は、「子を直接養育しない父母の一方と子は、互いに面会交流をする権利を有する」と改められ、父母及び子を面会交流の権利主体として認めている。子に権利主体性を認めることについては、面会交流の請求権者の範囲を定めた韓国家事訴訟規則99条1項が、事件本人たる子を含めていないこと、子に面会交流権を認めると親子間の対立構造を作り出すこととなり、かえって子の福祉に反することなどを理由に消極的な見解¹⁷がある一方、子に権利主体性を認めることは必ずしも子の福利にかなうとは限らないということを前提としつつも、児童福祉機関による相談と支援活動を通して子の面会交流権を実現すべきであるとする見解¹⁸もある。

(2) 定め方

協議離婚の場合には、当事者が面会交流の有無及びその方法について協議をし、その協議書を家庭法院に提出しなければならない。協議の当事者は父母であるが、2007年改正の趣旨に鑑みて、子が15歳以上であるか、あるいは、それに達していないとしても自己の意思を明確に表示できる状態であれば、当該子も協議の当事者に含めるべきであるとする見解²⁰がある。協議書には、面会交流の頻度・引渡場所・面会交流の場所・その他の事項を具

¹⁸ 2014年3月14日公布。条文の和訳は、金祥洙「養育費の履行確保および支援に関する法律（上）」国際商事法務42(6)998-990頁（2014）、同「養育費の履行確保および支援に関する法律（下）」国際商事法務42(7)1139-1141頁（2014）を参照。

¹⁹ 金疇壽「面接交渉権」朴秉濠教授還暦記念I『家族法学論叢』（博英社、1991）274頁

¹⁷ 金演「面接交渉権に関する手続的問題点と最近の動向」民事訴訟11巻2号379-380頁（2007）

¹⁸ 金疇壽＝金相瑢・前掲注3）220-221頁

²⁰ 金疇壽＝金相瑢・前掲注3）222頁

体的に記載しなければならない。家庭法院は、以下のような作成例²¹を当事者に提示している。

【作成例】

○非養育親が父である場合

- 1 父は、面会交流のために妻の家に子を迎えに行き、面会交流を終えた後は、妻の家に子を送り届けなければならない。
- 2 面会交流の日時を変更する場合には、3 日前までにあらかじめ協議しなければならない。
- 3 父は、面会交流時に子に過剰なプレゼントをしないものとし、子が病気の場合には、治療のための妻の指示を守るものとする。
- 4 妻は、父に家族の行事（例えば、祖父母の誕生日、妻子、親族の婚姻等）がある場合には、子がその行事に参加することができるよう協力しなければならない。
- 5 子の長期休み期間中に父が子と一緒に海外旅行をする場合には、母は積極的に協力するものとする。

○非養育親と子が遠く離れている場合

- 1 父は、〇〇年〇月〇日から毎週の土曜日午後 5 時（韓国時間）から 6 時のまでの間、子に電話をすることができ、自由に子と電子メール又は手紙のやりとりをすることができる。
- 2 母は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで、デジタルカメラで撮影した子の写真 10 枚を、毎月の末日に、父の電子メールに送信する。
- 3 母は、毎学期が終了すると、翌月までに子の成績表をスキャンして夫の電子メールに送信する。
- 4 母は、子が夏休み期間中の 10 日間、父の家に泊まることができるよう協力しなければならない。子の交通費は父が負担するものとする。

協議の内容が子の福祉に反するような場合には、家庭法院は、補正を命じることができ、又は職権で定めることもできる。協議ができない場合又は調わない場合には、家庭法院に面会交流の審判の請求をし、審判を受けた後、審判書の正本を提出しなければならない。

面会交流に関する審判は、韓国家事訴訟法上のマ類家事非訟事件²²として調停前置主義の適用があり、また、事件本人である子が 15 歳以上の場合には、審判に先立って子の意見を聴取しなければならない（韓国家事訴訟規則 99 条、100 条）。面会交流事件の審理の過

²¹ 安甲濬（金亮完訳）「韓国の新しい協議離婚制度と家族関係登録制度」アジア家族法会議編『戸籍と身分登録制度』（日本加除出版、2012）206 頁

²² マ類家事非訟事件とは、日本の家事事件手続法の別表第 2 に相当する事件類型である。

程で最も重要な基準となるのは子の福祉であることに鑑みると、15歳に達しない子であっても、自己の意思を明確に表示できる状態であれば、当該子の意見を聴取すべきであるとする見解²³がある。

面会交流を含む離婚後の子の養育に関する取決めへの支援としては、養育すべき子のいる協議離婚意思確認申請夫婦に義務づけられている「父母案内」(836条の2の1項)のほか、ソウル家庭法院は、面会交流の円滑の実施のために「子ども愛キャンプ」を実施している。

VI. むすび

韓国における離婚後の親権制度の特徴については、共同親権・共同養育を選択することができること、日本とは異なる協議離婚手続のもと、手続の過程に家庭法院が積極的に関与することを挙げることができる。例えば、離婚後における子の養育事項及び親権者決定に関する協議を義務化し、家庭法院がその内容をチェックするという仕組み(836条の2、837条、909条)がその例であるが、これらは、子の福祉の確保ということを目的としている。そして、共同親権・共同養育は、離婚後においても父母が良好な関係を維持することができるような場合に選択することができるものであるといえる。

このような仕組みは、家庭法院の事務処理負担の増加という実務上の問題を必然的に伴うが、韓国では、外部機関との連携を通じてその負担を減らそうとしているところに特徴があるといえる(912条2項参照)。

他面、これら韓国の制度の一部については、理念だけを先行させた、いわばシンボリックな側面があることも否めない。裁判手続でない協議離婚意思確認手続の過程に家庭法院が職権で親権者指定をするのは手続上無理があること、面会交流における子の権利主体性を認めておきながら、実現のための手続規定が用意されていないことなどの条文上の不備が散見されるのもまた事実である。

現在、韓国では、協議離婚手続における父母に対する教育が一定の成果を挙げていることから、これを義務化する内容の民法の改正や、面会交流補助人制度の新設などを盛り込んだ家事訴訟法の改正が議論されているようである。今後の動向に注目したい。

²³ 金疇壽＝金相瑢・前掲注3) 223頁

【資料 1】

協議離婚意思確認申請書

当事者 夫 ○○○ (-)
 登録基準地：
 住 所：
 連絡先（携帯／自宅）：
 妻 ○○○ (-)
 登録基準地：
 住 所：
 連絡先（携帯／自宅）：

申請の趣旨

上記当事者の間には、真意に基づき互いに離婚するという合意に達した。
 上記のとおり、離婚意思が確認された。
 との確認を求める。

添付書類

- 1 夫の婚姻関係証明書及び家族関係証明書 各 1 通
 妻の婚姻関係証明書及び家族関係証明書 各 1 通
- 2 未成年の子がいる場合、養育及び親権者決定に関する協議書 1 通及びその
 写本 2 通、又は、家庭法院の審判正本及び確定証明書 3 通（提出__・未提出__）¹
- 3 住民登録票謄本（住所地管轄法院に申請する場合） 1 通
- 4 陳述要旨書（在外公館に提出した場合） 1 通 以上

年 月 日

確認期日		担当者
1 回	年 月 日 時	法院主事（補） ○○○ □
2 回	年 月 日 時	

申請人 夫 ○○○ □

妻 ○○○ □

確認書謄本及び養育費 負担調書正本交付	交付日
夫 ○○○ □	
妻 ○○○ □	

○○家庭法院 御中

¹ 該当する欄に○で表記すること。協議する夫婦の双方が離婚に関する案内を受けた後、協議書は確認期日の1ヶ月前までに、審判書正本及び確定証明書は確認期日までに提出することができます。
 *離婚に関する案内を受けなかった場合には、受付の日から3ヶ月を経過すると、取り下げたものとみなします。

【資料 2】

子の養育と親権者決定に関する協議書

事件 号 協議離婚意思確認申請

当事者 父 姓 名
住民登録番号 ー

妻 姓 名
住民登録番号 ー

協議内容

1 親権者及び養育者の決定（□に✓をつけるか、該当する事項を記入してください。）

子の名前	性別	生年月日（住民登録番号）	親権者	養育者
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日 (ー)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日 (ー)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日 (ー)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日 (ー)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父母共同

2 養育費用の負担（□に✓をつけるか、該当する事項を記入してください。）

支払人	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	支払を受ける者	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
支払方法	<input type="checkbox"/> 定期金		<input type="checkbox"/> 一時金
支払額	離婚の届出の翌月から子が成年に達する月の前月まで 未成年者1人当たり毎月金 <u> </u> ウォン (ハングル併記： <u> </u> ウォン)		離婚の届出の翌月から子が成年に達する月の前月までの養育費に関し 毎月金 <u> </u> ウォン (ハングル併記： <u> </u> ウォン)
支払日	毎月 日		年 月 日
その他			
支払を受ける口座	() 銀行 口座名義人： 口座番号：		

3 面会交流権の行使の有無及びその方法（□に✓をつけるか、該当する事項を記入してください。）

日付	時間	引渡場所	面接場所	その他（面会交流時の注意事項）
□毎月 _____週目 _____曜日	時 分から 時 分まで			
□毎週 _____曜日	時 分から 時 分まで			
□その他				

添付書類

- 1 所得税の源泉徴収票、事業者登録証及び事業者所得金額証明願等、所得金額を証明するための資料：父母別に各1通
- 2 上記1項の疎明資料を添付することができない場合には、父・母の所有する不動産の登記簿謄本又は父・母名義の賃貸借契約書、財産税納税領収（証明）書
- 3 慰謝料又は財産分与に関する協議書がある場合には、その合意書写本1通
- 4 子の養育と親権者決定に関する協議書写本2通

協議日： 年 月 日

父： (印／署名) 母： (印／署名)

〇〇家庭（地方）法院		判事確認印
事件番号		
確認日		

子の養育と親権者決定に関する協議書の作成方法

- 未成年の子（妊娠中の子を含みますが、離婚に関する案内を受けた日から3ヶ月又は法院が別途定めた期間内に成年に達する子を除きます。）がいる夫婦が協議離婚をするときは、子の**養育と親権者決定**に関する協議書を、確認期日の1ヶ月前までに提出しなければなりません。
- 離婚意思確認の申請後、養育と親権者決定に関する協議が円滑に行われない場合には、迅速に家庭法院に審判の申立てをしなければなりません。
- 確認期日までに協議書を提出しなかった場合、離婚意思の確認が遅れたり、不確認として処理されることがあります。協議した内容が子の**福祉**に反する場合には、家庭法院は補正を命ずることができ、補正に応じなかった場合には、不確認として処理されます。
- 離婚の届出日の翌月から未成年の子が成年に達する月の前月までの期間の養育費については、養育費負担調書が作成され、離婚後、養育費負担調書による養育費を支払わなかった場合には、**養育費負担調書**に基づいて強制執行をすることができます。その他の協議事項は、「別の裁判手続」により、過料や留置等の制裁を受けることがあります、強制執行を受けることがあります。
- 協議書の作成前に、まず家庭法院の相談委員の相談を受けるよう、勧告します。

1 親権者及び養育者の決定

親権者は子の財産管理権、法律行為の代理権等を有し、養育者は子と共同生活を営み各種の危険から子を保護する役割を果たします。協議離婚時、親権者及び養育者は子の福祉を優先的に考慮して父又は母の一方に定めることもできれば、父母共同に指定することもでき、あるいは、親権者と養育者を別々に指定することもできます（共同親権、共同養育は、離婚後においても父母間に円満な協議が可能な場合にのみ望ましいものであり、各自の権利・義務、役割、同居期間等を別に明確に定めておくことによって将来の紛争を防ぐことができます）。

妊娠中の子については、子の名前の欄に「母が妊娠中の子」と記載し、生年月日の欄には「妊娠〇ヶ月」と記載し、性別欄には記載する必要がありません。

2 養育費の負担

子に対する養育義務は、親権者であるか養育者であるかを問わず、父母として必ず負担しなければならない法律上の義務です。養育費は、子の年齢、子の数、父母の財産状況等を考慮して適切な金額を協議で定めなければなりません。経済的能力が全くない場合には、協議により、養育費を負担しないと定めることができます。離婚の届出の前に養育費又は成年に達した後の教育費等については、父母が協議して「その他」の欄に記載することが

できますが、養育費負担調書には記載されませんので、強制執行をするためには別の裁判手続による必要があります。

3 面会交流権の行使の有無及びその方法

民法 837 条の 2 の規定により、離婚後子を直接養育しない父母（非養育親）の一方と子は、互いに会う権利を有しており、面会交流は、子が父母双方の愛情を受け、健やかに成長するために必ず必要なものです。面会交流の日時は、子の予定を考慮して定期的・規則的に定めたほうが子の安定的な生活に役立ち、子の引渡場所及び時間、面会交流の場所、面会交流時の注意事項（その他の欄に記載する。）を詳細に定めることによって将来の紛争を防ぐことができます。

4 添付書類

協議書が子の福祉に合致するか否かを判断するため、父・母の月別所得額と財産に関する資料等が必要となりますので、証憑書類を提出します。

5 その他の留意事項

法院は、協議書の原本を 1 年間保存した後に廃棄しますので、法院から交付された協議書謄本は、離婚の届出前にコピーをとって保管して下さい。

【資料 3】

共同親権・共同養育に関する合意（作成例）

共同親権・共同養育をすることにした場合、養育期間、養育場所、各自が負担すべき養育費、養育方法等について細かく合意をすることによって将来の紛争を防止することができます。下記の作成例を参考に、当事者の事情に応じて任意に定めてもらい、子の養育と親権者決定に関する協議書と一緒に 3 部を提出してください。

養育期間	父	母
<input type="checkbox"/> 月単位	月から 月まで	その余の月
<input type="checkbox"/> 週単位	毎月 週目から 週目まで	その余の週
<input checked="" type="checkbox"/> 曜日単位	毎週木曜日午後 7 時から 日曜日午後 7 時まで	その余の曜日及び時間
<input checked="" type="checkbox"/> その他	1 元旦連休期間の前日 2 毎年 7 月 20 日から 7 月 31 日まで	1 旧盆連休期間の前日 2 毎年 12 月 26 日から 1 月 5 日 まで

- 1 各自が養育する期間が始まる日に、その期間中に養育する者が子を迎えに来る。
- 2 やむを得ない事由により養育期間又は養育時間を変更しなければならない場合、3 日前までに相手方と協議しなければならない。
- 3 子の塾の受講の有無、受講科目等は、母が父の養育を妨害しない範囲で定めるものとし、父は、父の養育期間中に子の日程に支障がないよう最大限協力する。
- 4 父母の一方が子を連れて海外旅行等をする場合には、相手方と協議しなければならない、その回数は 1 年 1 回に限る。
- 5 父母の一方が養育する間に相手方に家族の行事（例えば、祖父母の誕生日、近親者の婚姻等）がある場合には、子がその行事に参加することができるよう最大限協力する。
- 6 子を養育する間は、互いに相手方に対する非難をしないものとし、相手方の私生活について子に質問しないものとする。
- 7 各自の養育期間中の生活費、食費等は、各自の負担とする。
- 8 各自の養育期間中、子〇〇のアトピー治療のための措置を怠ることのないよう留意する。
- 9 こどもの日、クリスマス、子の誕生日には、父母が子と一緒に食事をするものとする。

※出典：安甲濬（金亮完訳）「韓国の新しい協議離婚制度と家族関係登録制度」アジア家族法会議編『戸籍と身分登録制度』（日本加除出版、2012）204 頁

【資料 4】

離婚熟慮期間免除（短縮）理由書

20 号 協議離婚意思確認申請

当事者：

住所：

上記事件に関し、20 が離婚意思確認期日として指定されましたが、下記の事由により、離婚意思確認まで必要な期間を免除（短縮）するようお願いいたします。

記

- 事由：1 家庭内暴力により当事者の一方に耐え難い苦痛が予想される（ ）
2 その他、離婚をしなければならない急迫な事情がある場合（詳細に記載すること）

添付書類

1

20
上記当事者（押印又は署名）
（連絡先： ）
（相手方配偶者連絡先： ）

〇〇地方法院 御中

◇留意事項◇

- * 連絡先欄には、いつでも連絡可能な電話番号又は携帯電話番号を記載し、その他ファックス番号、メールアドレス等があれば、一緒に記載してください。
- * 理由書の提出後 7 日以内に確認期日の再指定の連絡がない場合には、最初に指定した確認期日が維持され、これに対しては異議を申し立てることができません。

【資料 5】

協議離婚制度のご案内

1 協議離婚制度とは

○夫婦間の自由な離婚への合意によって婚姻関係を解消する制度であり、まず、管轄法院による協議離婚意思の確認を受けた後、双方が署名又は捺印した離婚届出書にその確認書謄本を添付して、市（区）・邑・面の長に届け出ることによって離婚の効力が生じます。

ここでいう「市」とは、「区」が設置されていない市をいいます。

2 協議離婚手続は

(1) 協議離婚意思確認の申請

①申請時に提出する書類

○協議離婚意思確認申請書 1通

- ・夫婦が一緒に作成し、申請書様式は法院の申請書受付窓口で用意しています。
- ・期日の告知は、電話等で行われることもありますので、申請書に電話連絡先を正確に記載しなければならず、電話連絡先に変更があった場合には、直ちに法院に届け出なければなりません。

○夫の家族関係証明書及び婚姻関係証明書 各1通

妻の家族関係証明書及び婚姻関係証明書 各1通

- ・市（区）・邑・面・洞の事務所で発給しています。

○住民登録謄本 1通

- ・住所地を管轄する法院に離婚意思確認申請をする場合にのみ、添付します。

○未成年の子（妊娠中の子を含みますが、離婚に関する案内を受けた日から3ヶ月又は法院が別途定めた期間内に成年に達する子を除きます。）がいる夫婦は、離婚に関する案内を受けた後、その子の養育と親権者決定に関する協議書1通、その写本2通又は家庭法院の審判正本及び確定証明書3通を提出しなければなりません。もともと、夫婦の双方が出頭して申請をし、離婚に関する案内を受けた場合は、協議書は確認期日の1ヶ月前までに提出することができ、審判正本及び確定証明書は確認期日までに提出することができます。子の養育と親権者決定に関する協議が円滑に行われない場合には、迅速に家庭法院に審判を申し立て、審判正本及び確定証明書を提出しなければなりません。未提出又は提出が遅れた場合は、協議離婚意思確認が遅れたり、不確認として処理されることがあります。

とりわけ、離婚の届出の日の翌月から未成年の子が成年に達する日の前月までの

期間に係る養育費について協議書を作成した場合、養育費負担調書が作成され、別の裁判がなくとも強制執行をすることができますので、養育費の負担については慎重に協議をしなければなりません。

○離婚届出書

- ・離婚届出書は、法院に提出する書類ではなく、市（区）・邑・面の事務所に離婚の届出をするときに提出する書類です。法院に申請をする際、あらかじめ離婚届出書の裏面に記載された作成方法に従って夫婦が一緒に作成し、署名又は捺印をした後に、各自 1 通を保管しておいて離婚の届出時に提出すれば便利です。
- ・届出書は、法院の申請書受付窓口及び市（区）・邑・面の事務所にあります。

○夫婦の一方が外国にいるか、刑務所（拘置所）に収監中の場合

- ・在外国民登録簿謄本 1 通（在外公館及び外交通商部が発給）、又は、収容証明書 1 通（刑務所及び拘置所が発給）を添付します。

②申請書を提出する法院

○離婚当事者の登録基準地又は住所地を管轄する法院に、夫婦の双方が出頭して申請書を提出しなければなりません。

- ・夫婦の一方が外国にいる場合又は刑務所（拘置所）に収監中の場合に限り、他の一方が単独に出頭して案内を受けることができ、添付書類は申請書の提出時に全てを添付しなければなりません。

③離婚に関する案内

○法院から、離婚に関する案内を必ず受けなければならない、相談委員の相談を受けるよう勧告されることがあります。特に、未成年の子の養育と親権者決定については、相談委員の相談を受けた上で協議書を作成することを勧めます。

○申請書を受け付けた日から 3 ヶ月を経過したにもかかわらず離婚に関する案内を受けなかった場合には、協議離婚意思確認申請を取り下げたものとみなします。

④離婚熟慮期間の短縮又は免除

○離婚に関する案内を受けた日から未成年の子（妊娠中の子を含みます。）がいる場合には 3 ヶ月、1 ヶ月から 3 ヶ月以内に成年に達する未成年の子がいる場合には成年に達した日、1 ヶ月以内に成年に達する未成年の子がいる場合及びその他の場合には 1 ヶ月が経過した後に離婚意思の確認を受けることができますが、家庭内暴力等の急迫の事情によって上記期間の短縮又は免除が必要な場合には、これを疎明する理由書を提出することができます。この場合、相談委員の相談を通じて理由書を提出することができます。

○理由書の提出後 7 日以内に確認期日の再指定の連絡がない場合には、最初に指定し

た期日が維持され、これに対しては異議を申し立てることができません。

⑤申請書の取下

○申請書の受付後にも、離婚意思確認を受けるまでに夫婦の一方又は双方は、法院に対し、当該申請を取り下げることができます。

⑥協議離婚意思の確認

- 必ず夫婦の双方が、本人の身分証（住民登録証、運転免許証、公務員証又は旅券のいずれか）と判子を持参し、通知された確認期日に出頭しなければなりません。
- 指定された確認期日を2回にわたって出頭しなかった場合には、確認申請を取り下げたものとみなされますので、再度、離婚意思確認申請をしなければなりません。
- 夫婦の離婚意思、並びに、未成年の子がいる場合における子の養育と親権者決定に関する協議書又は家庭法院の審判正本及び確定証明書が確認されたときは、法院は、夫婦に対し、確認書謄本1通及び未成年の子がいる場合には協議書謄本及び養育費負担調書正本又は家庭法院の審判書正本及び確定証明書を1通ずつ交付します。
- 確認期日までに協議をすることができなかつたために家庭法院に審判を申し立てた場合は、確認期日に出頭してその理由を疎明しなければなりません。
- 法院は、子の福祉のために、子の養育と親権者決定に関する協議について補正を命ずることができ、補正に応じなかった場合には、不確認として処理されます。
- 不確認として処理された場合には、家庭法院に、別途、裁判離婚又は裁判による親権者指定等を請求することができます。

(2) 協議離婚の届出

- 離婚意思確認書謄本は、交付を受けた日から3ヶ月を経過するとその効力を失いますので、届出の意思がある場合には、上記期間内に、当事者の一方又は双方が市（区）・邑・面の事務所に確認書謄本を添付した離婚届を提出しなければなりません。
- ・離婚の届出がなければ離婚は成立せず、上記期間を経過した場合には、再度家庭法院の離婚意思確認を受けなければ、離婚の届出をすることができません。
- ・未成年の子がいる場合には、離婚の届出時に、協議書謄本又は審判書正本及び確定証明書を添付して親権者指定の届出をしなければならず、妊娠中の子については、離婚の届出時ではなく、その子の出生の届出時に協議書謄本又は審判書正本及び確定証明書を添付して親権者指定の届出をしなければなりません。
- ・確認書謄本を紛失した場合：確認書謄本の交付を受けた日から3ヶ月以内であれば、離婚意思確認申請をした法院から確認書謄本の再交付を受けることができます。
- ・法院は、協議書の原本を2年間保管した後に廃棄しますので、交付された協議書謄

本は、離婚の届出前にコピーをとっておくようにして下さい。

(3) 離婚意思の撤回

- 離婚意思確認を受けた後であっても、離婚の意思がない場合には、市(区)・邑・面の長に対し、確認書謄本を添付して離婚意思撤回書を提出してください。
- ・離婚届が離婚意思撤回書より先に受理された場合には、撤回書を提出したとしても、離婚の効力が生じます。

3 協議離婚の効果は

- 家庭法院の離婚意思確認を受けて届け出ることにより、婚姻関係は解消します。
- 離婚後においても、子に対する父母の権利・義務は協議離婚にかかわらず存続しますが、未成年の子(妊娠中の子を含みます。)がいる場合には、その子の養育と親権者決定に関する協議書又は家庭法院の審判に従います。
- 特に、離婚の届出の翌月から未成年の子が成年に達する日の前月までの期間に係る養育費については養育費負担調書が作成され、離婚後養育費負担調書による養育費を支払わなかった場合には、養育費負担調書正本に家庭法院が付与した執行文を添付して、強制執行をすることができます。
- 離婚する夫と異なる登録基準地の使用を希望する妻は、登録基準地変更届出を併せてしなければなりません。

法院 名		事件 番号		担当 裁判 部	電話：	確 認 期 日	1 回：
						2 回：	
離婚案内を 受けた事実を 確認する							<input type="checkbox"/>

【資料 6】

協議離婚制度のご案内（在外国民用）

1 協議離婚制度とは

○夫婦間の自由な離婚への合意によって婚姻関係を解消する制度であり、まず、在外国民として登録された国民が在外公館の長に協議離婚意思確認の申請をし、ソウル家庭法院により離婚意思の確認を受けた後、双方が署名又は捺印した離婚届出書にその確認書謄本を添付して、在外公館の長等に届け出ることによって離婚の効力は生じます。

2 協議離婚手続は

（1）協議離婚意思確認の申請

①申請時に提出する書類

○協議離婚意思確認申請書 1通

- ・夫婦が一緒に作成し、申請書様式は在外公館の申請書受付窓口で用意しています。
- ・申請書には、常時連絡可能な電話連絡先を正確に記載しなければならず、電話連絡先に変更があった場合には、直ちに在外公館に届け出なければなりません。

○夫の家族関係証明書及び婚姻関係証明書 各1通

妻の家族関係証明書及び婚姻関係証明書 各1通

- ・市（区）・邑・面・洞の事務所で発給しています。

○未成年の子（妊娠中の子を含みますが、離婚に関する案内を受けた日から3ヶ月又は法院が別途定めた期間内に成年に達する子を除きます。）がいる夫婦は、書面による離婚に関する案内を受けた後、その子の養育と親権者決定に関する協議書1通、その写本2通又は家庭法院の審判正本及び確定証明書3通を提出しなければなりません。未提出又は提出が遅れた場合は、協議離婚意思確認が遅れたり、不確認として処理されることがあります。

とりわけ、離婚の届出の日の翌月から未成年の子が成年に達する日の前月までの期間に係る養育費について協議書を作成した場合、養育費負担調書が作成され、別の裁判手続がなくとも強制執行をすることができますので、養育費の負担については慎重に協議をしなければなりません。

○離婚届出書

- ・離婚届出書は、離婚意思確認申請時に提出する書類ではなく、在外公館の長等に離婚の届出をするときに提出する書類です。もっとも、申請時に、あらかじめ離婚届出書の裏面に記載された作成方法に従って夫婦が一緒に作成し、署名又は捺印をし

た後に、各自 1 通を保管しておいて離婚の届出時に提出すると便利です。

・届出書は、法院の申請書受付窓口及び市（区）・邑・面の事務所にあります。

○夫婦の一方が外国にいるか、刑務所（拘置所）に収監中の場合

・在外国民登録簿謄本 1 通（在外公館及び外交通商部が発給）、又は、収容証明書 1 通（刑務所及び拘置所が発給）を添付します。

②申請書を提出する在外公館

○離婚当事者の居住地を管轄する在外公館に、夫婦の双方が出頭して申請書を提出しなければなりません。

・夫婦の一方が他の外国にいる場合又は刑務所（拘置所）に収監中の場合に限り、他の一方が単独で出頭して案内を受けることができます。

③離婚に関する案内

○在外公館の長から書面による案内を受けることができます。

④離婚熟慮期間の短縮又は免除

○離婚に関する案内を受けた日から未成年の子（妊娠中の子を含みます。）がいる場合には 3 ヶ月、1 ヶ月から 3 ヶ月以内に成年に達する未成年の子がいる場合には成年に達した日、1 ヶ月以内に成年に達する未成年の子がいる場合及びその他の場合には、1 ヶ月が経過した後に離婚意思の確認を受けることができますが、家庭内暴力等の急迫の事情によって上記期間の短縮又は免除が必要な場合には、これを疎明して理由書を提出することができます。

⑤協議離婚意思の確認

○必ず夫婦の双方が、本人の身分証（住民登録証、運転免許証、公務員証又は旅券のいずれか）と判子を持参し、居住地を管轄する在外公館に出頭しなければなりません。夫婦の一方が他の外国に居住する場合には、申請者のみ出頭します。

○法院は、子の福祉のために、子の養育と親権者決定に関する協議について補正を命ずることができ、補正に応じなかった場合には、不確認として処理されます。

○不確認として処理された場合には、家庭法院に裁判上の離婚又は裁判による親権者指定等を請求することができます。

（2）協議離婚の届出

○離婚意思確認書謄本は、交付を受けた日から 3 ヶ月を経過するとその効力を失いますので、届出の意思がある場合には、上記期間内に、当事者の一方又は双方が在外公館、登録基準地又は現在地の市（区）・邑・面の事務所に確認書謄本を添付した

離婚届出書を提出しなければなりません。ここでいう「市」とは、「区」が設置されていない市をいいます。

- ・離婚の届出がなければ離婚は成立せず、上記期間を経過した場合には、再度、家庭法院の離婚意思確認を受けなければ、離婚の届出をすることができません。
- ・未成年の子がいる場合には、離婚の届出時に、協議書謄本又は審判書正本及び確定証明書を添付して親権者指定の届出をしなければならず、妊娠中の子については、離婚の届出時ではなく、その子の出生届出時に協議書謄本又は審判書正本及び確定証明書を添付して親権者指定の届出をしなければなりません。
- ・確認書謄本を紛失した場合:確認書謄本の交付を受けた日から3ヶ月以内であれば、意思確認の申請をした法院から確認書謄本の再交付を受けることができます。
- ・法院は、協議書の原本を2年間保管した後廃棄しますので、法院から交付された協議書謄本は、離婚の届出前にコピーをとっておくようにして下さい。

(3) 離婚意思の撤回

- 離婚意思確認を受けた後であっても、離婚の意思がない場合には、登録基準地又は現在地の市(区)・邑・面の長に対し、離婚意思撤回書を提出してください。
- ・離婚届が離婚意思撤回書より先に受理された場合には、撤回書を提出しても、離婚の効力が生じます。

3 協議離婚の効果は

- 家庭法院の離婚意思確認を受け、届け出ることによって婚姻関係が解消します。
- 離婚後においても、子に対する父母の権利・義務は協議離婚にかかわらず存続しますが、未成年の子(妊娠中の子を含みます。)がいる場合には、その子の養育と親権者決定に関する協議書又は家庭法院の審判に従います。
- 特に、離婚の届出の翌月から未成年の子が成年に達する日の前月までの期間に係る養育費については養育費負担調書が作成され、離婚後養育費負担調書による養育費を支払わなかった場合には、養育費負担調書正本に家庭法院が付与した執行文を添付して、強制執行をすることができます。
- 離婚する夫と異なる登録基準地の使用を希望する妻は、登録基準地変更届出を併せてしなければなりません。

ソウル家庭法院

【資料 7】

○ ○ 法 院

確 認 書

20 号 協議離婚意思確認申請

当事者 夫 ○ ○ ○ (住民登録番号 ー)
登録基準地
住 所

妻 ○ ○ ○ (住民登録番号 ー)
登録基準地
住 所

上記当事者は、真意に基づき、互いに離婚することに合意したことを確認します。

年 月 日

判事 □

【資料 8】

〇 〇 法 院

陳 述 調 書

事 件 20 号 協議離婚意思確認申請

判 事 日 時 : . . . :

法院主事 場 所 : 号 協議離婚室

公開の有無：非公開

当事者 夫 出頭
妻 出頭

判 事

当事者の双方から、住民登録証等の提示を受け、各本人であることを確認。

当事者陳述の要旨

- 1 当事者双方には、協議離婚意思が間違いなくある。()
- 2 未成年の子〇〇〇に対する養育及び親権者決定に関する協議書 () 又は審判書正本及び確定証明書の提出 ()
未成年の子〇〇〇に対する養育及び親権者決定に関する協議書 () 又は審判書正本及び確定証明書の提出 ()
- 3 当事者〇〇〇は、離婚する意思をもって法院に出頭したが、現在は離婚する意思がない。()
- 4 その他

法院主事 (印)

判 事 (印)

当事者陳述の要旨欄作成方法

①1・2・3項は、() 内に○、×で記入。

②2項には、未成年の子の姓名を記載し、() 内に○、×で記入。

③4項その他は、判事の補正命令の要旨と補正の有無、期日指定等を記載。

【資料 9】

〇 〇 法 院

第 回 確 認 期 日 調 書

事 件 20 号 協議離婚意思確認申請

判 事 日 時 : . . . :

法院主事 場 所 : 号 協議離婚室

公開の有無：非公開

当事者 夫 不出頭
妻 不出頭

法院主事 (印)

判 事 (印)

作成方法

- ①当事者の一方又は双方が出頭しなかった場合に、当事者の出頭・不出頭を表示する。
- ②養育及び親権者決定に関する協議書又は家庭法院の審判書正本及び確定証明書を提出しなかった場合、例規 12 条に従って記載する。
- ③既に当事者双方に第 2 回確認期日まで告知されている状態であるので、第 1 回確認期日調書の場合には、「告知された次回期日」を記載する必要はない。

【資料 1 0】

○ ○ 法 院

不 確 認 通 知 書

○ ○ ○ 殿

20 号 協議離婚意思確認申請

当事者 夫 ○ ○ ○ (住民登録番号 ー)

妻 ○ ○ ○ (住民登録番号 ー)

次の理由により、上記当事者間の協議離婚意思を確認することができませんでしたので、上記事件を終結処理したことを通知いたします。

- ①当事者に離婚意思なし ②当事者の所在不明 ③当事者の陳述拒否
④その他の事項 ()

20 . . .

法院主事 ○ ○ ○ (職印)

【資料 1 1】

〇 〇 法 院

養育費負担調書

事 件 20 号 協議離婚意思確認申請

父 〇 〇 〇 (ー)
ソウル〇〇区

母 〇 〇 〇 (ー)
ソウル〇〇区

未成年の子 〇 〇 〇 (ー)

日 時 : . . . : 場 所 : 号 協
議離婚室

下記のとおり、養育費の負担に関する協議が調ったことを確認する。

(例) 父〇〇〇は、母〇〇〇に対し、本件による離婚の届出が受理されれば、未成年の子に対する養育費として、離婚の度届出の翌月から子が成年に達する日の前月まで、1人当たり月 ウォンを、毎月 日に支払う。

法院主事 (印)

判 事 (印)